

第 1 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

3 月 8 日

平成30年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年3月7日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成30年3月8日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成30年3月8日 午後3時15分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	宮 平 喜 文	5 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	宮 平 壯 一 郎
	副 村 長	宮 平 真 由 美	産 業 振 興 課 参 事	垣 花 健
	教 育 長	中 村 光 男		
	総 務 ・ 福 祉 課 長	松 田 力		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	教 育 課 長	野 崎 進		

平成30年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成30年3月8日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第12号～議案第19号まで）
3	議案第12号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4	議案第13号	座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について
5	議案第14号	座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
6	議案第15号	教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
7	議案第16号	座間味村営駐車場条例の制定について
8	議案第17号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
9	議案第18号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
10	議案第19号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
11		公共工事現場調査

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 宮平喜文議員及び5番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．議案第12号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第12号から19号まで一括して説明をさせていただきますが、詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会で説明をさせていただいておりますので、この場での説明は省略させていただきます。

議案第12号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成29年度の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しの実施及び管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第1号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「その者の給料月額 100 分の 12 を超えない範囲内で、」を「規則で定める基準に従い」に改める。

第20条第2項中「100分の85」を「100の90」に改める。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300

25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600
94		294,400	342,200		
95		294,800	342,700		
96		295,200	343,100		
97		295,400	343,200		
98		295,700	343,700		
99		296,100	344,100		
100		296,500	344,400		
101		296,700	344,700		
102		297,000	345,100		
103		297,400	345,500		
104		297,700	345,900		
105		297,900	346,400		
106		298,200	346,800		
107		298,600	347,200		
108		298,900	347,600		
109		299,100	348,100		
110		299,500	348,500		
111		299,900	348,800		
112		300,200	349,100		
113		300,300	349,600		
114		300,600			
115		300,900			
116		301,300			
117		301,500			
118		301,700			
119		302,000			
120		302,300			

	121		302,700				
	122		302,900				
	123		303,200				
	124		303,500				
	125		303,800				
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

行政職給料表（単労職）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200

17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100

49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	81	216,500	257,100	289,100	315,000
	82	217,000	257,400	289,500	315,300
	83	217,600	257,700	290,000	315,600
	84	218,300	258,000	290,500	315,900
	85	218,900	258,200	290,900	316,100
	86	219,400	258,400	291,500	316,500
	87	219,900	258,700	292,100	316,800
	88	220,600	259,000	292,700	317,000
	89	221,100	259,200	293,000	317,200
	90	221,700	259,400	293,500	317,500
	91	222,300	259,800	294,000	317,800
	92	222,800	260,000	294,400	318,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		

	113	232,200	265,600	302,500		
	114	232,700	265,900	302,800		
	115	233,200	266,100	303,100		
	116	233,700	266,300	303,300		
	117	234,000	266,600	303,500		
	118	234,400	266,900	303,800		
	119	234,800	267,200	304,100		
	120	235,200	267,500	304,300		
	121	235,600	267,600	304,500		
	122		267,900	304,800		
	123		268,200	305,100		
	124		268,500	305,300		
	125		268,600	305,500		
	126		268,900	305,800		
	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再任用職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,200	190,100	224,300	257,900	289,800	318,200
	2	147,200	192,200	226,000	259,300	291,200	320,100
	3	148,300	194,400	227,500	260,800	292,600	321,600
	4	149,300	196,600	228,900	262,500	294,000	323,300
	5	150,300	198,700	230,200	264,200	295,300	325,000
	6	151,600	200,600	231,900	266,100	296,600	326,500
	7	152,900	202,500	233,600	267,800	297,900	328,200
	8	154,200	204,400	235,100	269,300	299,200	329,700
	9	155,300	206,200	236,600	270,600	300,600	331,400
	10	156,800	207,800	238,300	272,400	301,800	333,000
	11	158,400	209,400	240,100	274,100	302,900	334,600
	12	159,900	211,000	241,800	275,800	304,100	336,100
	13	161,200	212,600	243,400	277,100	305,100	337,700
	14	162,700	214,200	245,200	278,600	306,100	339,300
	15	164,200	215,600	247,000	280,100	306,900	340,900
	16	165,800	217,100	248,700	281,600	307,900	342,300
	17	167,200	218,300	250,400	283,000	308,800	343,800
	18	168,900	219,700	252,300	284,400	309,800	345,400
	19	170,600	221,100	254,200	285,700	310,600	347,100
	20	172,300	222,400	255,800	287,100	311,300	348,700
	21	173,900	223,400	257,400	288,600	312,200	350,200
	22	175,900	224,800	258,800	289,900	313,000	351,800
	23	177,800	226,200	260,300	291,400	314,100	353,400
	24	179,700	227,600	262,000	292,800	315,100	355,000
	25	181,400	228,900	263,600	294,000	315,800	356,200
	26	183,200	230,200	265,500	295,300	316,600	357,800
	27	185,000	231,600	267,200	296,500	317,400	359,300

28	186,800	233,000	268,800	297,800	318,200	360,800
29	188,400	234,300	270,000	299,000	319,100	362,200
30	190,500	235,800	271,800	300,100	320,000	363,500
31	192,600	237,200	273,400	301,100	320,800	364,900
32	194,700	238,500	275,000	302,200	321,400	366,400
33	196,600	239,600	276,500	303,400	322,300	367,400
34	198,500	240,500	277,900	304,300	323,200	368,400
35	200,400	241,200	279,400	305,300	324,100	369,600
36	202,300	242,300	280,800	306,300	324,900	370,700
37	204,100	243,000	282,100	307,300	325,500	371,700
38	205,700	244,300	283,400	308,300	326,400	372,800
39	207,300	245,400	284,600	309,200	327,300	373,800
40	208,900	246,600	285,900	310,300	328,200	374,900
41	210,300	247,400	287,500	311,300	328,800	375,800
42	211,900	248,700	288,800	312,100	329,700	376,800
43	213,500	249,900	290,100	313,000	330,500	377,700
44	215,100	251,400	291,400	313,900	331,300	378,700
45	216,500	252,400	292,900	314,800	332,100	379,700
46	217,800	253,800	294,200	315,700	332,900	380,500
47	219,000	255,100	295,500	316,500	333,600	381,500
48	220,300	256,300	296,800	317,200	334,400	382,400
49	221,700	257,400	297,800	318,000	334,900	383,200
50	222,900	258,800	299,000	318,800	335,400	384,200
51	224,100	260,200	300,000	319,600	336,000	385,000
52	225,200	261,600	301,300	320,300	336,600	385,700
53	226,500	262,600	302,600	320,800	336,900	386,700
54	227,800	264,000	303,600	321,600	337,400	387,500
55	229,000	265,200	304,600	322,400	338,000	388,400
56	230,200	266,400	305,500	323,100	338,600	389,100
57	231,300	267,400	306,600	323,500	338,900	390,000
58	232,500	268,700	307,600	324,100	339,500	390,800
59	233,700	269,900	308,700	324,600	340,100	391,600

	60	234,900	271,200	309,700	325,300	340,700	392,400
	61	236,100	272,200	310,600	325,800	340,900	392,900
	62	237,200	273,400	311,500	326,300	341,300	393,600
	63	238,100	274,400	312,600	326,800	341,600	394,200
	64	239,200	275,700	313,600	327,200	342,100	394,900
	65	239,800	277,000	314,300	327,400	342,300	395,500
	66	240,800	278,200	315,200	327,800	342,700	396,000
	67	241,600	279,400	316,000	328,400	343,100	396,400
	68	242,700	280,300	316,900	329,000	343,500	396,900
	69	243,400	281,200	317,800	329,400	344,000	397,600
	70	244,200	282,100	318,500	329,800	344,400	
	71	244,900	283,000	319,000	330,200	344,800	
	72	245,800	283,900	319,700	330,600	345,300	
	73	246,600	284,700	319,900	330,800	345,900	
	74	247,300	285,400	320,400	331,000	346,400	
	75	247,800	286,000	320,900	331,200	346,900	
	76	248,400	286,600	321,200	331,400	347,300	
	77	248,700	287,100	321,700	331,800	347,600	
	78	249,200	287,700	322,100	332,000	348,000	
	79	249,800	288,300	322,700	332,300	348,400	
	80	250,500	288,800	323,300	332,600	348,800	
	81	250,900	289,400	323,900	332,900	349,200	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	82	251,200	290,000	324,300	333,300	349,500	
	83	251,400	290,400	324,600	333,600	349,900	
	84	251,900	290,900	324,900	334,000	350,300	
	85	252,200	291,300	325,100	334,300	350,700	
	86		291,600	325,400	334,600	351,100	
	87		292,000	325,600	335,000	351,500	
	88		292,300	325,900	335,400	351,900	
	89		292,500	326,200	335,600	352,300	
	90		292,800	326,500	335,900		
	91		293,200	326,700	336,200		

	92		293,500	327,000	336,600		
	93		293,700	327,200	337,000		
	94		294,100	327,400	337,200		
	95		294,500	327,800	337,500		
	96		294,900	328,200	337,800		
	97		295,100	328,400	338,100		
	98		295,300	328,700	338,400		
	99		295,500	329,100	338,700		
	100		295,800	329,500	339,000		
	101		296,200	329,600	339,200		
	102		296,500	329,800	339,500		
	103		296,700	330,000	339,800		
	104		296,900	330,300	340,100		
	105		297,200	330,600	340,300		
	106			330,900	340,700		
	107			331,100	340,900		
	108			331,400	341,100		
	109			331,700	341,400		
	110			332,000			
	111			332,300			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用職員		214,700	229,200	231,200	253,300	281,800	311,600

備考 この表は、船舶に乗り込む職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400

28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900

	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
	61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
	62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
	63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
	64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
	65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
	66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
	67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
	68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
	79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
	80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
	81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
再	82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
任	83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
用	84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
職	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
員	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
以	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
外	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
の	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
職	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
員	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	

92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300		
115	293,700	324,900	357,800		
116	294,000	325,200	358,200		
117	294,300	325,400	358,600		
118	294,600	325,700	359,000		
119	294,900	326,100	359,500		
120	295,300	326,300	360,000		
121	295,600	326,500	360,400		
122	296,000	326,800	360,900		
123	296,300	327,100	361,400		

124	296,700	327,400	361,900
125	296,900	327,600	362,200
126	297,100	327,900	
127	297,400	328,300	
128	297,800	328,500	
129	298,000	328,600	
130	298,300	328,900	
131	298,700	329,300	
132	299,100	329,500	
133	299,300	329,800	
134	299,600	330,200	
135	300,000	330,600	
136	300,300	331,000	
137	300,500	331,300	
138	300,800	331,700	
139	301,200	332,100	
140	301,500	332,500	
141	301,700	332,800	
142	302,100	333,200	
143	302,500	333,500	
144	302,800	333,900	
145	302,900	334,200	
146	303,200	334,600	
147	303,500	335,000	
148	303,900	335,400	
149	304,100	335,700	
150	304,300	336,100	
151	304,600	336,500	
152	304,900	336,900	
153	305,300	337,200	
154	305,500		
155	305,700		

156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 条例第20条中「100の90」を「100分の95」と読み替え、平成29年12月1日から平成30年3月31日まで適用する。

議案第13号

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の旅費支給条例（平成元年座間味村条例第8号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

平成30年4月1日より美ら島税の施行に伴い、同条例について旅行雑費を改正する必要がある。
これが、本議案を提案する理由である。

条例第2号

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第18条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 美ら島税 入城1回あたり 100円

附 則

(施行期日)

この条例は平成30年4月1日より施行する。

議案第14号

座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例(昭和53年条例第8号)の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

消防団の組織を各島に編成し、防災力を高める為、団員の階級並びに報酬の改正を行う必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第3号

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第12条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

階級別	報酬額（年額）
団長	60,000円
副団長	48,000円
分団長	42,000円
副分団長	39,000円
団員	36,000円

附 則

（施行期日）

この条例は平成30年4月1日より施行する。

議案第15号

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育長の服務等が改正されたことに伴い、勤務時間等について制定する必要がある。

これが、この条例を提案する理由である。

条例第4号

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休暇等）

第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、座間味村職員の勤務時間に関する条例（昭和47年座間味村条例第11号）及び職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年座間味村条例第12号）の適用を

受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年座間味村条例第17号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」及び「村長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第16号

座間味村営駐車場条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村営駐車場条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

村有地の有効活用を図り、自主財源の確保及び村民の利便性に資するため、駐車場を設置する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

条例第5号

座間味村営駐車場条例

平成30年3月7日

(設置)

第1条 道路交通の円滑化を図り、もって村民の利便に資するため、車両の駐車場所を設置する。

(名称及び駐車車両の種類)

第2条 駐車場の名称及び駐車できる車両の種類は、次のとおりとする。

名称 座間味村営駐車場

座間味村字座間味166-1

座間味村字座間味166-2

座間味村字阿嘉38-2

駐車車両の種類

- (1) 軽自動車
 - (2) 普通自動車
- (指定管理者による管理)

第3条 村長は、駐車場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う場合の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の利用の許可、利用者に対する誘導その他利用に関すること。
- (2) その他駐車場の管理に関し村長が必要と認める業務。

(使用料)

第4条 村は、地方自治法第225条の規定に基づき、駐車場の利用について月額1,500円の使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第5条 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると村長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の拒否)

第7条 村長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を拒むことができる。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) その他、村及び指定管理者が駐車場の管理上不適当と認めるとき。

(禁止行為)

第8条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を損傷し、又は滅失すること。
- (3) その他駐車場の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(供用の休止及び廃止等)

第9条 村長又は指定管理者は、駐車場の整備工事その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止又は廃止することができる。この場合において、指定管理者にあってはあらかじめ、村長の承認を得なければならない。

(現状回復等)

第10条 駐車場の設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(善良な管理者の注意義務)

第11条 村及び指定管理者は、駐車場における車両の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合は、その車両の損傷又は滅失について損害賠償の責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理及び運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成29年の人事院勧告に基づく見直しの実施並びに美ら島税の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である

条例第6号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の160」に、「100分の150」を「100分の170」に改める。

別表第1を次のように改める。

「

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）	美ら島税
			甲地方	乙地方	丙地方		
実費	実費	実費	15,000円	13,000円	8,500円	2,200円	<u>100円</u>

」

別表第2を次のように改める。

日当	宿泊料	食卓料	美ら島税
6,000円	18,000円	6,000円	100円

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成29年の人事院勧告に基づく見直しの実施並びに美ら島税の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である

条例第7号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

別表第2を次のように改める。

鉄道賃及び 船賃	航空賃	車賃（1日に つき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜 につき）	美ら島税
			甲地方	乙地方	丙地方		
実費	実費	実費	15,000円	13,000円	8,500円	2,200円	100円

別表第3を次のように改める。

日当	宿泊料	食卓料	美ら島税
6,000円	18,000円	6,000円	100円

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第19号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成29年の人事院勧告に基づく見直しを実施する為、本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である

条例第8号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、100分の150を100分の160に100分の160を100分の170に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第12号から19号までよろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3．議案第12号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

議案の提案理由の中に、人事院勧告に基づく見直しということが書かれていますが、この職員、この後にある我々議員、特別職、教育長も含めてそのような提案理由が挙げられておりますが、その辺の説明をお願いしたいのですが、必ずしも人事院勧告の通達による見直しをしないといけないのか、それともそれぞれの自治体にその判断は任せられているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

あくまでも人事院勧告は人事院勧告でありますし、県の委員会のほうからの勧告も絶対にしろということではございません。ただ、同じ公務員の中で給与の格差等があってはいけないということ、それとこれとは別にラスパイレス指数という表現をさせていただきますけれども、国家公務員の給与を100とした場合に、各自治体の職員の給与水準はどれぐらいなのかという指標がございます。座間味村におきましては、非常にそのラス数も、大分最近では改善してきておりますが、10年前ぐらいですと、76%から78%ぐらいと。県下でも最下位か下から2番目というような状況でこれまで改善させていただきました。その中でラスが低い要因としてはいろいろなことが挙げられますが、三位一体改革の中で公務員の数の削減とあわせて、財政状況が非常に厳しい、あるいは交付税の減額等があった場合に、各自治体独自で給与の引き下げも行ってきております。そういったことが要因でラス数の数値が座間味村は下から2番目だったというのがこれから10年前とか15年前の話でありました。ほかの自治体職員とも同じような給与水準を図るためには、人事院勧告に基づく給与等の改正は、私は必要と考えており、今回の条例の提案とさせていただいているところで。その辺を御理解いただいた上で御審議をいただければありがたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

大変よくわかりました。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第13号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行してもよろしいですか。

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第13号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第14号 座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

この改正では、月額支給から年額一括払いという形になると思うんですけども、これは年度初めに支給されるのか、年度末最終月に支給されるのか、お願いします。

○ 議長(宮里祐司)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

最終的には年度末に支払う予定となっております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

ちょっと議案から外れますが、多分定員35人だったと思いますが、現在、ほとんど役場職員の方が消防団員であるんですが、民間の方が各島にそれぞれ何名ずつ配置されているか。これを把握して…、誰が民間の団員なのかがわからないものですから、その辺の情報が全然入ってこないの、その辺がわかればお教え

願いたいと思うのですが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、座間味島におきましてはほぼ役場職員となっておりますが、嘱託職員、本採用職員以外では3名、阿嘉、慶留間のほうでは現在5名ないし6名となっております。また今後、阿嘉島、慶留間島においては、役場職員だけでは拠点が、職場が座間味島にあるものですから、民間の方をさらに強化していきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

5名か6名ということは、まだ人数的に確定はしていないわけですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

もともと登録しているんですが、現在、退職したいという方もいらっしゃいますので、その辺の意思を確認してから確定になります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

慶留間に前いた方がやめて、地元に戻って、多分今のところ空員というか、今いないと…。1人「お願いされているけれども」ということで、「じゃあ委嘱状をもらったのか」と、「多分、4月じゃないかな」という話で聞いていたので、その辺ですね、確定すれば、阿嘉島もそういう情報等を提供できるのであれば、早目に。だから誰が消防団員なのか、島の地元、私らでもわからないので、地元の方がわかるような情報公開をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、御指摘のありましたように、条例上では消防団に関しましては、団長のほうは村長が指名することになっております。また、団員におきましては団長が指名することになっておりますので、今中村議員からありましたように消防団員が把握できるように、住民にも周知していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第14号 座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第15号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第15号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第16号 座間味村営駐車場条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

駐車場の場所ですね、座間味166-1、166-2、阿嘉38-2、具体的な場所を教えてください。

○ 議長(宮里祐司)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

座間味島に関しましては、今総合センターがありますけれども、海に向かって総合センターより右側のほうの広っぱ、海岸沿い、道路沿いのほうとなっております。阿嘉島に関しては、昨年購入しました土地となっております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今の件はもちろん全協でも聞きましたけれども、総合センターの隣、イビヌメー、あそこに結構とまっていますよね。どこどこ商店の車とかどここの現場の人たちとか、ここの措置も考えないと、向こうは有料にして、ここは早い者勝ちという形になってくると、そういう形での策ということか、そういったことも後々考えているのか、その辺をお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

この辺のところも今後整備していきたいと思いますが、総合センターの前、基本的に駐車禁止にしてくれという要望もありますので、そのためにそこに掲示板等も設置しております。その辺も同じく周知しながら、駐車禁止をするように徹底していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その辺まできれいにやらないと、ここは早い者勝ちでバーツときて、ここは有料だからということと。それからもちろん総合センターは例のビジターセンターができるまでの、例えば音響施設とか、あるいはそこで余興とか、いろんなことをやる。イベントをやるときなども、そういうときにはもちろん優先的にそこにとめて、そこから機材搬入やら小道具と言っては大げさですけども、そういうものを含めて、やっぱりその辺の整理整頓は必要だと思いますので、そういう面では全協でも話したように、村民が理解できるような形で推し進めていっていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 座間味村営駐車場条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 座間味村営駐車場条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第17号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平譲治議員。

○ 2番 (宮平譲治議員)

提案理由の中に、先ほどもお聞きしましたが、人事院勧告に基づく我々議員の報酬の見直しですが、先ほどの説明で必ずしも見直しをなささいという話ではなかったもので、きのうの我々の一般質問要望事項等の執行部側の回答を伺っても、一部予算の都合上、すぐは返事できないという答弁を聞きますと、今、我々の募集に関して見直すべき時期ではないのかと私は思っています。執行部側の我々の報酬、見直しについてはありがたく受けとめたいのですが、今回、私は反対したいと思っております。以上です。

○ 議長 (宮里祐司)

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

私のほうから、提案理由は簡潔に書かせていただきましたので、追加で改めて説明をさせていただきたいと思えます。まず、提案理由といたしまして、大前提となるのはもちろん人事院勧告に基づくというところが大前提でございます。それから宮平譲治議員からの御提案といいますか、話がありました、反対に関する意見についても真摯に受けとめたいと思えますし、また村財政状況において非常に厳しい中で、お互いの給与の一部の報酬の率を上げることはどうなのかという懸念というのも真摯に受けとめたいと思っておりますし、またそういった考え方があることに対して、心よりある意味、そういった意味では感謝をしたいと思っております。

ただですね、ただといいますか、全国的な流れも含めて話をさせていただきたいと思えます。私の立場で議会議員は選挙とか議員の定数について言及するのは甚だ大変失礼なことかもしれませんが、全国的な流れとなっておりますので、ここだけは説明をさせていただきたいと思っております。せんだって産経新聞あるいは毎日新聞にも載っておりましたが、町村議会議員の発掘へ奇策という記事で、今、町村におきましては全国的に議会議員のなり手が不足をしているということで、それに対応するためにはどういったことをしていけばいいのかというのが、国のほうではいろいろと議論をされているやに聞いております。その中で例えば県の、座間味村で言えば沖縄県庁の職員になってもらうとか、近隣の町村の方々に、あるいは議会議員になってもらうということとか、報酬を、少数精鋭という言い方が妥当かわかりませんが、この記事によりますと、議員数を減らしながら町村議員の報酬が少ないので、生活給となるように市議会議員同等ぐらいの報酬に上げるべきじゃないかと。いろいろな議論が活発にされている状況がございます。幸いにして、座間味村はこれまで数回、私が知っている範囲での村議会議員の選挙におきましては、定数割れというのはもちろんこれまでもありませんでしたけれども、これは各町村全国的な悩みの1つになってきているわけがございますし、またこれからも、ことし選挙もあります、議員になっていく方々がしっかりとその職責を果たすための1つの手段ではありませんが、きっかけづくりにもなる内容だというふうに考えております。きのうの話で宮平清志議員からもございました、私も4月から沖縄県町村会の副会長という立場も仰せつかっております、そういった意味では直接議会議員の給与とか、そういう定数には私ももちろんかわるつもりはございませんが、こういった各自治体で行われるところはしっかりと行っていくべきではないか、それが将来的な議会のあり方にもつながるのではないかと、私の立場で、何度も言いますが、申しわけないんですが、考えているところでありまして、執行部といたしましては、今回の人事院勧告に基づいて、最低限でもしっかりとその辺は調整をさせていただきたいということと、率の数字のパーセンテージの上がりからすると、これが何十万円になるというわけではございません。ですので、やはりそこはしっかりと

と人事院勧告に基づいてやっていくということと、この人事院勧告というのはこれで終わりではなくて定期的にまた発表されるかと思えます。下がることもあれば上がることもあると思うんですが、その都度、適正に行うことがとても大切なことだというふうに思っております。後で出てくる特別職の報酬の問題、それから先に議決をいただいた職員の給与の問題等も含めて、やっぱりそのときの時代背景に合った給与体系等に持っていくのが私は妥当ではないかということで提案をさせていただいておりますので、ぜひこの辺を御理解の上、この議案について御審議をいただければ私はありがたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

先ほども言ったとおりですが、それぞれいろんな賛成意見、反対意見があるとは思いますが、私は先ほども言ったように、我々の仕事は今、村が抱えている課題を要望し、お願いし、それを形にすることだと思っていますので、それが我々の予算の都合上それができないということが多々ありますので、それは長い目で見て、今はもう少し我々は考えるべきだと思っております。休憩中にいろんな話がありましたが、じゃあ政務費を考えるだとか、別の方法があると思っておりますので、私はこの議案に対して反対いたします。

○ 議長（宮里祐司）

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

今、譲治議員がおっしゃることも間違っていないと思います。ただ、我々はボランティアではないです。しっかり月の給料をいただいて、その分、それ以上の仕事をする。ずっと我々が議員をするわけではなくて、これから若い人たちもどんどん村のために議員活動をしていただきたい。そのためにも、やはり給料が、近隣離島との調整もあります。給料が少ない中で、じゃあ僕がやりますと、手を挙げてくる若者が果たしているかどうか、そこら辺も含めると、財政を圧迫するんだったらそれは考えたほうがいいかもしれないんですけども、徐々に、宮里村長の活躍もあって、これだけ上がってきているわけですから、そこは調整すべきだと思います。私は賛成です。

○ 議長（宮里祐司）

これで討論を終わります。

ただいま本案について反対の発言がございましたので、本案につきましては、起立によって採決を行いたいと思えます。

本案について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立多数です。よって本案は、原案のとおり決定することになりました。したがって議案第17号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

先ほどと同じような意見になると思いますが、先ほども言ったようにまだまだ厳しい財政事情が続くと思っています。2年後、3年後、フェリーの返済がスタートして、座間味小中学校新校舎も建ちました。来年には阿嘉小中学校の校舎建築もあります。幾つか大きな事業も抱えている中、10年、20年、まだ厳しい状態が続くと思いますので、この特別職に関しても反対したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは質疑がないようですので進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

私はこの議案に対して反対をいたします。4月からは美ら島税もスタートします。その理由の1つにも厳しい財源の一部を補うという理由もあると思います。またきのう、私が一般質問の中でも多少触れた本村の年収の平均が261万円ちょっと、それ以下の人たちの給与の底上げを我々は考えるべきだと思っていますので、その辺も考えますと、この議案に対して私は反対したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

ただいま本案について反対の発言がございましたので、本案につきましては、起立によって採決を行いたいと思います。

本案について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は、原案のとおり決定することになりました。したがって議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

本議案についても私は反対したいと思います。その理由の1つに、きのう質問した学校現場、いろいろまだまだ見直しをしないといけない課題も多くあると思います。その辺をしっかりと解決した中でこの議案に対しては見直していくべきだと思っています。今はその時期ではないと思います。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

質疑がないようですので進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

この議案に対して反対です。もう少し学校現場をしっかりと整備しながら、教育長の給与に関する議案ですが、その辺は後々考えるべきだと思っていますので反対いたします。

○ 議長（宮里祐司）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

ただいま本案について反対の発言がございましたので、本案につきましては、起立によって採決を行いたいと思います。

本案について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は、原案のとおり決定することになりました。したがって議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 公共工事現場調査、これより公共工事現場調査を行います。

休憩中に現場調査を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これで公共工事現場調査を終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後3時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎